

広島県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
エンゼル薬局 宮浦店	三原市宮浦六丁目七番一号	平成二九年一〇月三十一日
エトワール西条病院（ 歯科）	東広島市西条町大字寺家七四一番地	平成二八年二月一日
岡原皮ふ科内科クリニック	安芸郡府中町大須二丁目一番一号	平成二九年一月一日